

平成29年2月21日

訪問型サービスA事業者様

柏原市健康福祉部
高齢介護課

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスにおける 『訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修テキスト』の利用について

平素は、介護保険事業の運営に多大なご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業では、訪問型サービスA（Ⅱ）として、ヘルパー資格等をお持ちでない方が、新たに介護人材として従事できるサービスを設定いたしました。

訪問型サービスA（Ⅱ）は生活援助に関する支援をサービス提供するもので、その従事者は訪問型サービスA事業者ご自身で養成していただくものです。

そこで、訪問型サービスA（Ⅱ）に従事するのに必要な知識をまとめた「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修テキスト」を作成いたしました。訪問型サービスA事業者の皆さまにおかれましては、本テキストを活用し、利用者お一人お一人に適切にサービスを提供できる人材育成をしていただきますようお願いいたします。

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修を実施するにあたっての注意事項

- (1) 講師 特に要件はありません。
事業責任者等を想定しており、複数名で実施していただいても結構です。
研修修了後サービスに従事する際に、報告・連絡・相談できる方が最適です。
- (2) 研修時間 特に規定はありません。
訪問型サービスA（Ⅱ）に従事するにあたり、適切にサービス提供できるよう十分に研修していただくことをお願いします。
- (3) 研修テキスト 柏原市高齢介護課ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」からダウンロードしてください。
- テキストは随時改訂予定です。最新のものをお使いください。
受講者の経験、理解度に応じ、適宜補足いただきますようお願いいたします。

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修修了レポートの実施方法

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修では、最終段階で受講者からレポート課題を提出させ、それをもって「訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修」を修了したものとします。

(1) 実施方法

- ①レポート提出を指示： 附属の様式にて受講者にレポートを提出させてください。
- ②面接： 提出されたレポートをもって、面接を行ってください。
必要に応じて、助言・指導し、知識を補足してください。
- ③評価： レポート・面接の結果、貴事業所にて訪問型サービスA（Ⅱ）従事者として適格か評価してください。
- ④評価欄への記載： 訪問型サービスA（Ⅱ）従事者として、必要な知識を得たことが確認できたことについてご記入ください。また、評価者のサイン、押印をしてください。

(2) 設問の意図

訪問型サービスA（Ⅱ）従事者に求めることとして、サービス提供時の高齢者の異変について、気づき、事業者に「報告すること」がまず第一に大切と考えます。

報告を聞いた上での判断や対応は、事業責任者等が行うこととしてご説明ください。

(3) 記録の保存

提出され評価したレポートは、その従事者が訪問型サービスA（Ⅱ）従事者研修修了者であることの証拠資料となりますので、従事者が当該事業所で訪問型サービスA（Ⅱ）に従事する期間にわたり保存(原本)してください。